

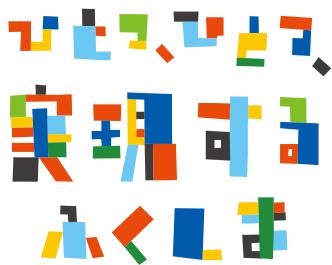
砂防ふくしま

第35号

福島県砂防協会機関誌

令和6年度福島県優良建設工事
(砂防部門)

CONTENTS



福島県砂防協会会長あいさつ	2
全国治水砂防協会通常総会及び福島県砂防協会要望活動等	3
令和7年2月大雪による被害と対応	5
砂防関係事業予算	6
令和7年度 砂防関係事業	8
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所	10
砂防巡視員	11
土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）	12
土砂災害警戒区域等の指定状況	13
令和7年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集	17
出前講座「ふるさと安全たんけんスクール」	20

福島県砂防協会 会長あいさつ



福島県砂防協会会長
川内村長
えんどう ゆうこう
遠藤 雄幸

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本協会の運営にあたり、ご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。

昨年は、全国で1,433件もの土砂災害が発生し、死者56名、人家被害705戸の被害が生じております。

本県においても13件の土砂災害が発生しました。令和7年2月には、会津地方を中心とした大雪により、積雪及び雪崩による住宅等の被害も発生しました。

改めて土砂災害や雪崩被害の恐ろしさ、砂防事業の重要性を再認識したところであります。被害を受けられた方々に対し心よりお見舞い申し上げますと

ともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

土砂災害は、いつどこで起こるか予測が難しく、人命が奪われてしまうこともあるため、土砂災害に対する日頃からの備えの重要性や砂防事業の必要性を強く感じているところであります。

今後とも、土砂災害から住民の生命・財産を守るために、住民の自主防災意識の向上を図る啓発活動の展開や、砂防関係事業の推進に努めて参りたいと考えています。

県民に対し、『土砂災害のおそれのある箇所や避難場所を確認すること』や『大雨や地震等の際には早めの避難行動をとっていただくこと』を周知していくことが重要であります。

福島県砂防協会としましては、砂防関係施設のハード対策とハザードマップ作成等のソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を進めていくにあたりまして、県内各市町村間の連携をさらに強固なものとするとともに、今後とも砂防関係事業を広く社会に普及、啓蒙を図っていく所存であります。会員皆様の特段のご協力と関係機関のご指導、ご支援をこれまで同様に賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度全国治水砂防協会東北地区協議会通常総会

R 6.7.11

令和6年7月11日から12日の2日間の日程で第73回通常総会及び現場研修が山形県山形市にて開催されました。

通常総会では、令和6年度事業計画などの議案可決と併せて、砂防功労者の表彰式が行われ、本県からは当協会理事として長きにわたりご尽力されている福島市長の木幡浩氏と元福島県土木部次長（河川港湾担当）の小川辰壽氏が受賞されました。

総会後は、国土交通省水管・国土保全局砂防部長の草野慎一氏より「いのち」と「くらし」と「みどり」を守る砂防」と題し、また、一般社団法人全国治水砂防協会副会長の岡本正男氏より「砂防法が出来るまで」と題して講話をいただきました。

視察研修では、県砂防事業として、上ノ代沢火山砂防と蔵王川火山砂防を視察しました。



砂防功労者との記念撮影

中列左から6番目：大槻武文 福島市建設部長
(福島市長 木幡浩様代理受領)

前列左から6番目：伏見聰 県土木部砂防課長
(元県土木部次長（河川港湾総室）小川辰壽様代理受領)

令和6年度福島県砂防協会通常総会

R 6.7.18

令和6年7月18日に杉妻会館（福島市）において、令和6年度福島県砂防協会通常総会が開催されました。令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画、収支予算案、役員名簿の議案が審議され、全会一致で承認を得ました。

総会後は、「国土交通省水管理・国土保全局草野慎一砂防部長」、「国土交通省東北地方整備局林雄一郎河川部長」、「一般社団法人全国治水砂防協会大野理事長」よりご講話を賜りました。

役員（令和7年6月現在）

会長（1名）：川内村長

副会長（7名）：福島市長、天栄村長、西会津町長、南会津町長、いわき市長、

県土木部長、満山喜一県議会議員

理事（13名）：二本松市長、川俣町長、古殿町長、小野町長、白河市長、西郷村長、会津若松市長、柳津町長、喜多方市長、猪苗代町長、下郷町長、只見町長、相馬市長

監事（2名）：棚倉町長、三島町長

オブザーバー（2名）：福島河川国道事務所長
阿賀川河川事務所長



通常総会の様子

全国治水砂防促進大会及び福島県砂防協会要望活動（1/2）

R 6.11.14

令和6年11月14日に砂防会館別館シェーンバッハ・サボー（東京都）において、全国治水砂防促進大会が開催され、当協会から24名（代理出席を含む）が参加しました。

大会に先立ち国土交通省水管理・国土保全局砂防部長の草野慎一氏より「『いのち』と『くらし』と『みどり』を守る砂防」と題して講演が行われました。

また、新潟県糸魚川市長の米田徹氏から「糸魚川ユネスコ世界ジオパークにおける治水砂防事業」及び石川県輪島市長の坂口茂氏から「令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨（仮）輪島市における被害の概要及び対応状況について」と題して意見発表が行われました。

大会後は、福島県選出国会議員13名に対し要望活動を実施しました。



促進大会の様子

全国治水砂防促進大会及び福島県砂防協会要望活動(2/2)

R 6.11.14

福島県砂防協会要望内容

- 1 基幹的な土砂災害対策のための予算の確保
(直轄砂防事業の推進)
- 2 土砂災害対策事業の継続的予算の確保
(「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」)
- 3 総合的な土砂災害対策の推進
(基礎調査に係る予算確保、地方負担軽減)
- 4 災害関連緊急砂防事業等の充実
(財源措置、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の要件緩和)
- 5 長寿命化対策及び維持修繕等への財政的支援
(起債措置期間の延長、制度拡充等)

福島県砂防協会要望活動



金子議員への要望



馬場議員への要望

令和7年度全国治水砂防協会通常総会

R 7.5.29

令和7年5月29日に砂防会館別館シェーンバッハ・サボー（東京都）において、全国治水砂防協会の令和7年度通常総会（第89回）が開催されました。

福島県支部からは21名（代理出席を含む）が出席し、令和6年度の事業・収支決算、令和7年度の事業・収支計画について報告され、満場一致で承認されました。

総会前の特別講演では、東京大学名誉教授平田直氏より「南海トラフ地震災害に備える」と題し、最近の地震の概要や南海トラフ臨時情報の背景についての講演がありました。

また、国土交通省砂防部長草野慎一氏より「『いのち』と『くらし』と『みどり』を守る砂防」と題し、令和6年全国の土砂災害発生状況や令和7年度新規制度についての講演がありました。



←特別講演の様子



通常総会の様子

令和7年2月大雪による被害と対応

雪崩危険箇所点検

令和7年2月4日からの大雪により、急激な積雪があったため、複数市町村において雪崩が発生し、人家等へ雪崩の被害が発生したことから、雪崩危険箇所（314箇所）の緊急点検を実施しました。

点検回数 4回

第1回：令和7年2月14日～21日

第2回：令和7年2月25日～28日

第3回：令和7年3月10日～12日

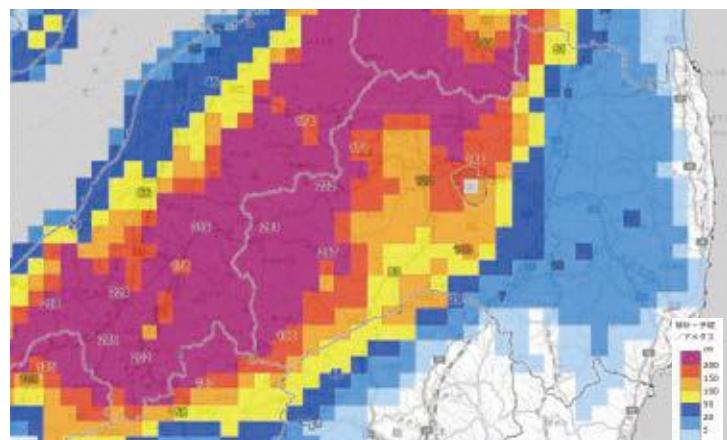
第4回：令和7年3月24日～26日

点検結果

第1回～4回：雪崩のおそれのある箇所なし

積雪深

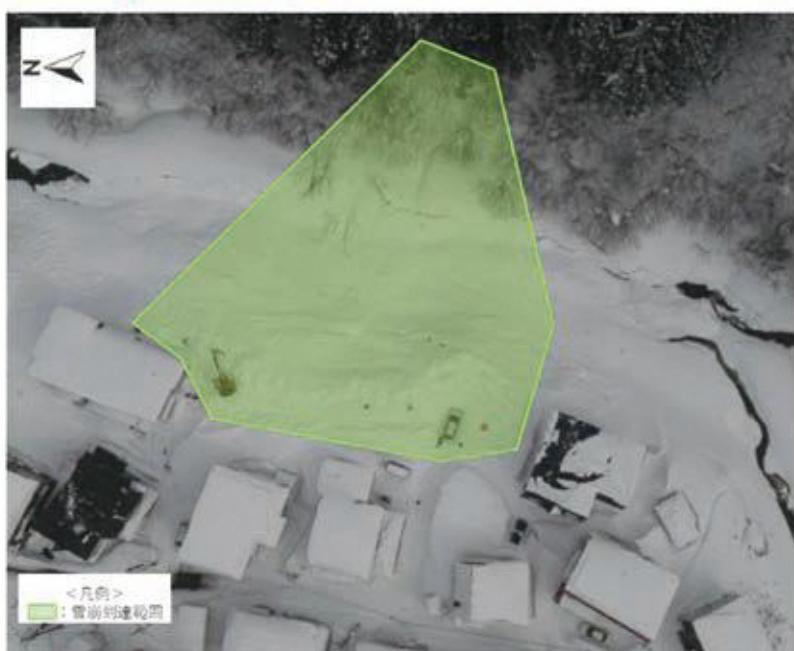
令和7年2月7日12時00分時点



出展：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/bosai/snow>)

災害関連緊急雪崩対策事業の実施

令和7年2月の大雪により、南会津郡檜枝岐村下ノ台地区において雪崩が発生し、家屋が一部損壊したことから、人家38戸、公共施設2施設を保全するため、本事業により雪崩防護柵工の設置を予定しています。



人家の前に雪壁を設置

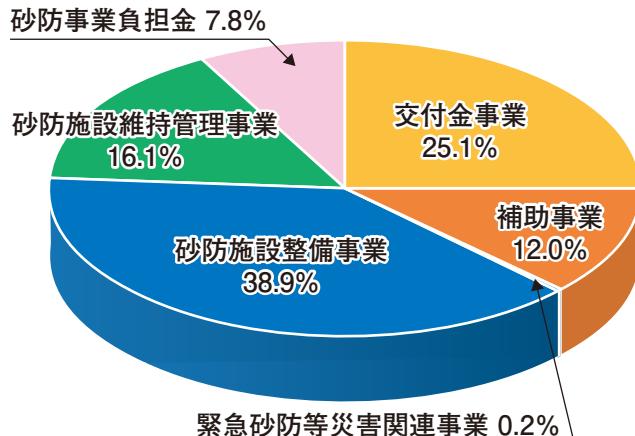
砂防関係事業予算

令和7年度砂防関係事業予算 63億3,048万円

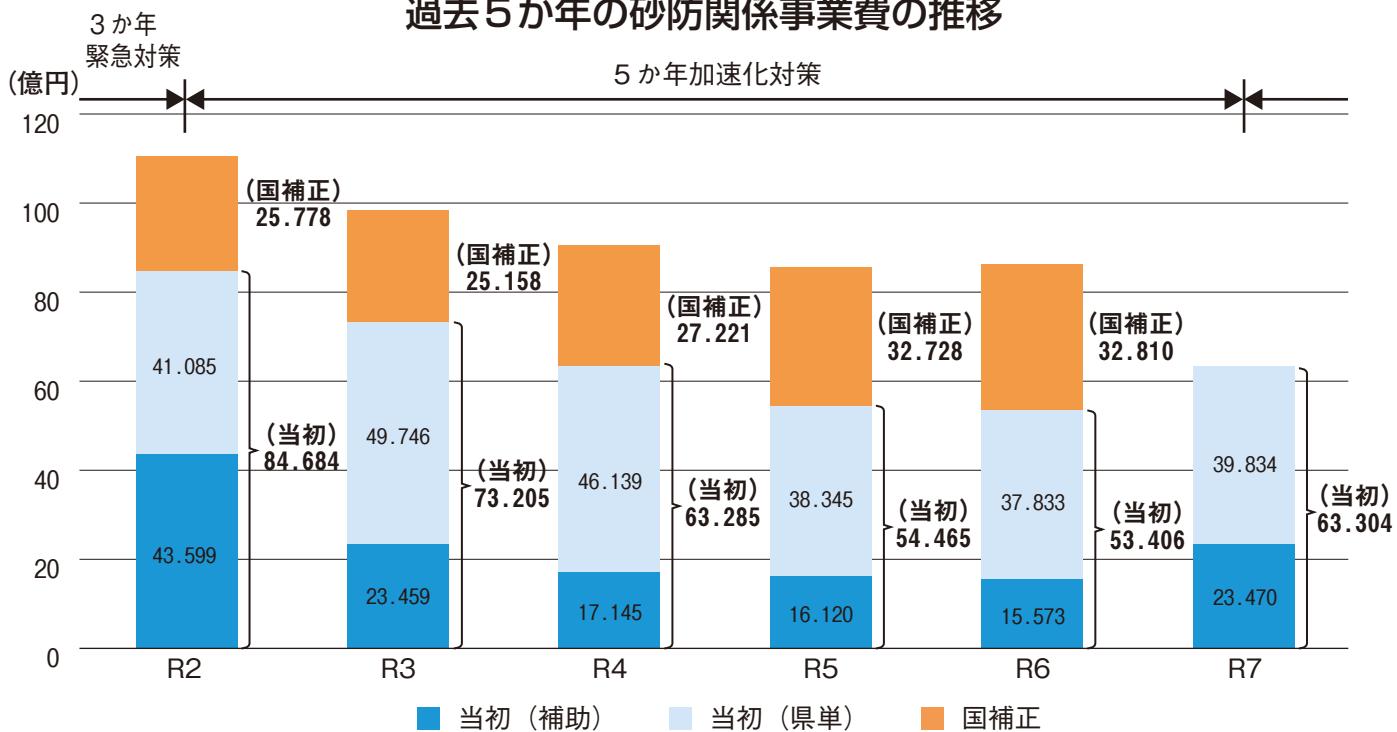
砂防関係事業の予算

令和7年度当初予算における砂防関係事業予算

①交付金事業（砂防）	15億9,020万円
②補助事業	7億5,680万円
③緊急砂防等災害関連事業	1,220万円
④砂防施設整備事業	24億6,020万円
⑤砂防施設維持管理事業	10億1,818万円
⑥砂防事業直轄負担金	4億9,290万円



過去5か年の砂防関係事業費の推移



整備率

県が砂防関係施設の整備を予定している3,009箇所に対する整備率は、令和6年度末時点では29.4%となっています。

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策予算による補助・交付金事業と、県単独事業等を活用し、要配慮者利用施設等を保全する箇所等において重点的な施設整備を進めています。

土砂災害防止法に基づく基礎調査

県では、土砂災害防止法に基づく基礎調査を順次進めており、令和6年度末時点で8,231箇所を土砂災害警戒区域等に指定しております。

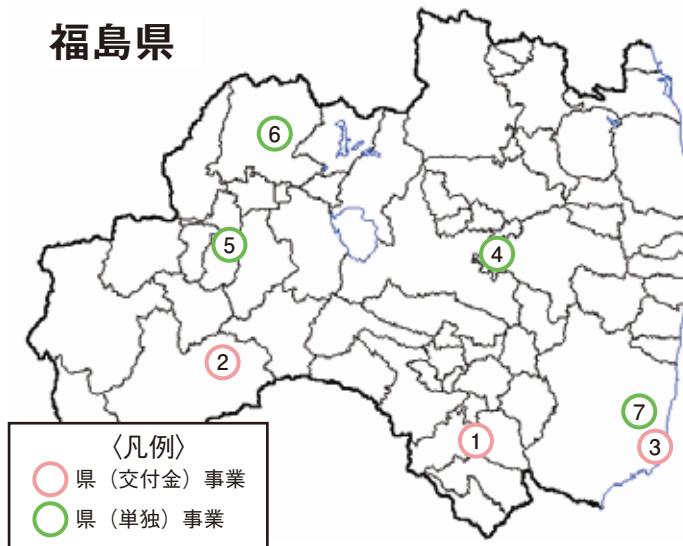
令和7年度は、県当初予算で4億8千万円を確保し、令和6年6月12日に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」について、優先順位をつけて順次基礎調査を実施します。

ハード対策

令和6年度 砂防関係事業完了箇所

No.	事業名（県事業）	種別	箇所名	市町村名	概要	No.	事業名（県事業）	種別	箇所名	市町村名	概要
1	交付金事業（砂防）	砂防	長沢	棚倉町	堰堤工	5	砂防施設整備事業	急傾斜	上居平	三島町	擁壁工
2	交付金事業（砂防）	砂防	宮ノ沢	南会津町	堰堤工	6	砂防施設整備事業	急傾斜	千仏屋敷	喜多方市	法面工
3	交付金事業（砂防）	砂防	沼尻沢	いわき市	堰堤工	7	砂防施設整備事業	急傾斜	入山3号	いわき市	法面工
4	砂防施設整備事業	急傾斜	渋池	三春町	法面工					合 計	7 箇所

福島県



ストック効果事例 飯根沢砂防堰堤(西会津町)



ハード対策

令和7年度 砂防関係事業

福島県内には8,689箇所の土砂災害危険箇所があり、そのうち当面県が重点的に対策施設の整備を予定している3,009箇所（以下、要対策箇所）に対する整備率は、令和7年3月末現在、29.4%となっています。

引き続き、土砂災害危険箇所の対策施設整備（ハード対策）を重点的に進めていくとともに、警戒避難体制の整備支援等のソフト対策を推進するなど、ハード・ソフトが一体となった「総合的な土砂災害対策」を進めてまいります。

土石流対策

荒廃した渓流等からの土石流から、下流の公共施設、人家等を保全するため、砂防えん堤等を整備します。要対策箇所は1,667箇所あり、令和7年3月末時点の整備率は22.1%です。

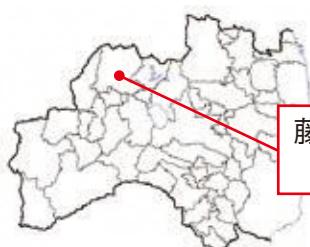


沼尻沢（堰堤工）
いわき市



地すべり対策

地すべり防止区域において、被害の軽減を図るため、地すべり防止工事を実施します。要対策箇所は142箇所あり、令和7年3月末時点の整備率は44.4%です。



藤沢（地すべり対策工）
喜多方市



がけ崩れ対策

急傾斜地崩壊危険区域において、がけ崩れによる被害を未然に防止するため、対策工事を実施します。要対策箇所は1,200箇所あり、令和7年3月末時点の整備率は37.9%です。



上居平（擁壁工）
三島町



施設の老朽化対策

整備されてから時間経過により老朽化が進む施設について、所定の機能・性能を維持・確保するため、長寿命化計画に基づき施設を改築、修繕します。



山舟生川（堰堤改築）
伊達市



直轄火山砂防事業

阿武隈川流域には活火山である吾妻山の火山活動により変質した脆弱な地質が広く分布しており、上流部の土砂災害及び下流部の河道堆積土砂による洪水氾濫を防止するため、荒川流域、松川流域、須川流域において、砂防施設の整備を進めています。



写真の位置図



【(荒川流域) 塩の川第8砂防堰堤】
R 7年度工事内容：管理用道路造成



【(松川流域) 前川第1砂防堰堤】
R 7年度工事内容：堰堤工



【(須川流域) 小坂沢第1砂防堰堤】
R 7年度工事内容：管理用道路造成

詳細は「国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所」のHPをご覧ください。

URL : <https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/sabo/index.html>



福島河川国道事務所ホームページ

直轄地すべり対策事業

○滝坂地すべりの全景

面積約150ha、地すべり層圧は最大約140m、推定移動土量は約4,800万m³（東京ドーム約39杯分）であり日本最大級の地すべりです。



○大石西山排水トンネル完成

平成28年度に工事着手し、令和6年度（令和6年9月）に大石西山排水トンネル（L=1,040m）が完成しました。



トンネル本体完成(R 6.9)



立坑



集水ボーリング配管状況



集水ボーリング施工状況

詳細は「国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所」のHPをご覧ください。

URL : https://www.hrr.mlit.go.jp/agano/jigyou/sabou_takisaka/index.html



阿賀野川河川事務所ホームページ

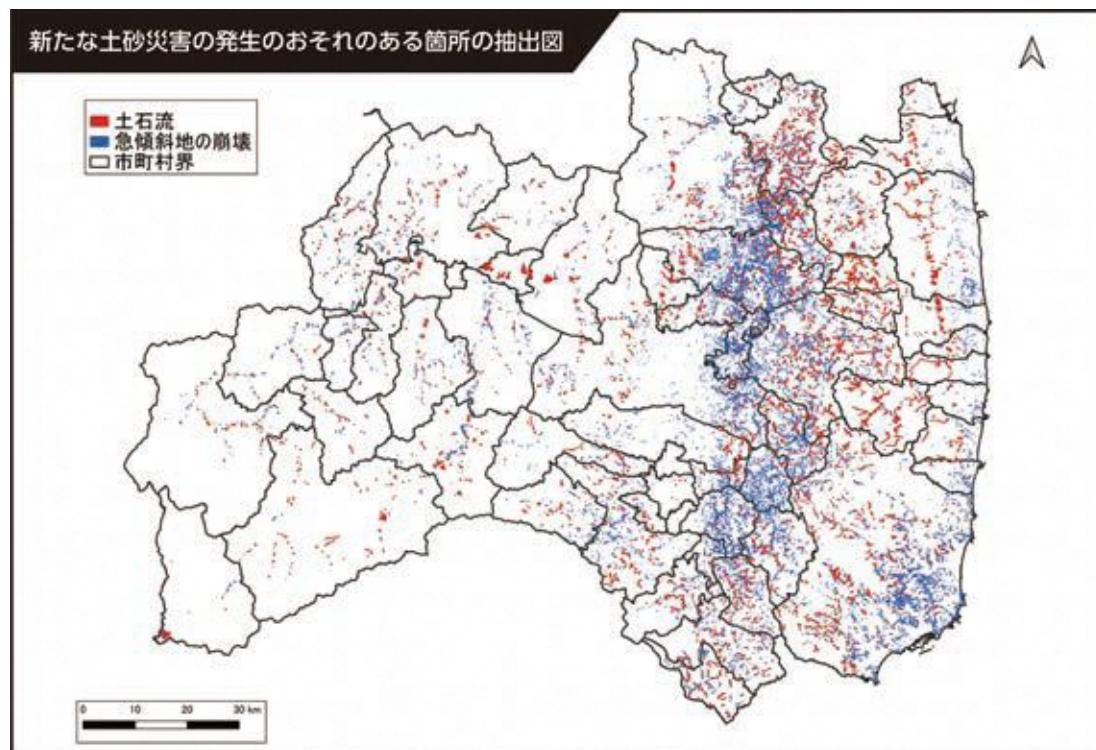
概要

本県では、これまで土砂災害危険箇所8,678箇所について、土砂災害警戒区域等の指定を進めており、令和7年3月末までに8,231箇所を指定しました。

近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所で発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、福島県では、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いて「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の抽出を令和3年度から令和5年度にかけて実施し、令和6年6月12日に38,670箇所を公表しました。

- ・急傾斜地の崩壊 33,799箇所（既知4,274箇所）
- ・土石流 4,871箇所（既知4,272箇所）
- ・合計 38,670箇所（既知8,546箇所）

※今回の公表箇所は、基礎調査（現地調査）の前段階のため、全てが危険を伴う区域であるとは限りません。また、直ちに建物の建築等に規制が発生するものではありません。
 ※今後、優先順位をつけて出来る限り速やかに基礎調査を行い、順次指定する箇所を特定し、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続きを進めます。
 ※今回の資料を参考に、大雨が発生した場合等いざというときには早めの避難行動をとるようこころがけてください。



福島県砂防課ホームページで市町村別に箇所を公表しています。



砂防課ホームページ

「土砂アラート」（福島県土砂災害情報システム）でも2D／3Dで箇所を確認することができます。



土砂アラートホームページ

土砂災害が発生するおそれのある箇所や、砂防指定地及び土砂災害警戒区域等の管理を強化するため、令和6年度から新たに砂防巡回員を配置しました。

砂防巡回員は、砂防に関する指定地域内で、無許可での地形の改変状況や家屋等の立地状況の確認を行う等の巡回を継続的に行います。

砂防巡回員はこの区域を巡回します

以下の図にある、赤の点線で囲まれた「砂防指定地」、「地すべり防止区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」、並びに青線で示されている「土砂災害警戒区域等」を巡回します。



図1 土石流に関する区域

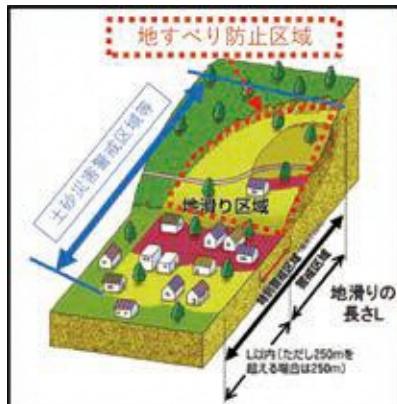


図2 地すべりに関する区域

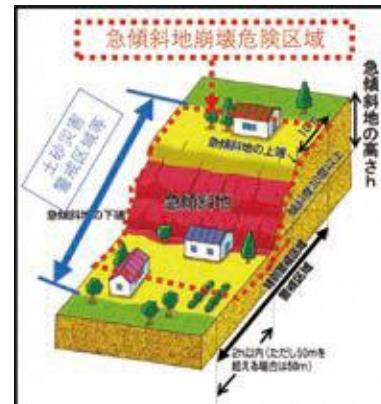


図3 がけ崩れに関する区域

巡回のご協力について

特にがけ崩れに関する区域については、家屋裏の斜面を確認する必要がありますので、ご自宅付近に立ち入ることになります。立ち入りの際にお声かけ致しますので、巡回についてのご理解とご協力をよろしくお願いします。

※砂防巡回員は以下の腕章や、車両にステッカーをつけています。

また、身分証明書を携帯しています。ご不在の際は近隣の方にお声かけして対応しますのでご了承下さい。



図4 巡視員 腕章



図5 巡視車両 ステッカー

砂防巡回員の研修会を開催しました

巡回活動の実施にあたり、建設事務所及び土木事務所の砂防巡回員と職員に対し、令和7年4月10日～11日に、巡回の概要や目的、巡回方法等についての研修会を開催しました。



巡回範囲や巡回方法等についての講義の状況



現地の標識により区域を確認している状況



タブレットで区域を確認している状況

令和5年2月にリニューアルした福島県土砂災害情報システム（通称「土砂アラート」）では、リアルタイムに土砂災害の危険度情報等をお知らせしており、令和7年3月から土砂災害警戒区域等や新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所、雪崩危険箇所などを2D表示／3D表示で確認することが可能となりました。

大雨など土砂災害発生の危険性が高まった時に、住民の早期避難の判断や、市町村の適時・的確な避難指示の発令の判断に活用いただくため、きめ細やかな土砂災害に関する防災情報を提供しております。引き続き、本システムの精度及び利便性の向上、認知度の向上に取り組みます。

[土砂アラートホームページ→](#)



土砂アラート(福島県土砂災害情報システム)表示画面

気象情報

05/21 13:30

大雨特別警報
警戒レベル5相当

土砂災害警戒区域
警戒レベル4相当

大雨警報
警戒レベル3相当

大雨注意報
警戒レベル2

レイヤ透過率

40%

レイヤ追加

- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所
- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 雪崩危険箇所
- 雪崩危険箇所

現在地やマイページ登録で気になる場所の防災情報をすぐに確認

「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の位置を確認できます

2D/3D表示マップ

拡大すれば壁壩の形状まで表示

福島県が発達した1mDEMを使った高精度地形モデルでデジタルツインを実現

システムの紹介

- ①土砂災害の危険度を、市町村、地区別に細分化しています
- ②土砂災害の危険度とレーダ雨量を2画面表示できます
- ③「土砂災害警戒区域等」と「土砂災害の危険度」を重ねて表示できます
- ④スマートフォン等のモバイルデバイスにも対応しています
- ⑤多言語（7言語）に対応しています
- ⑥「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の位置を確認できます
- ⑦高解像度降水ナウキャストにより広範囲の実況降水を確認できます

【区域指定】

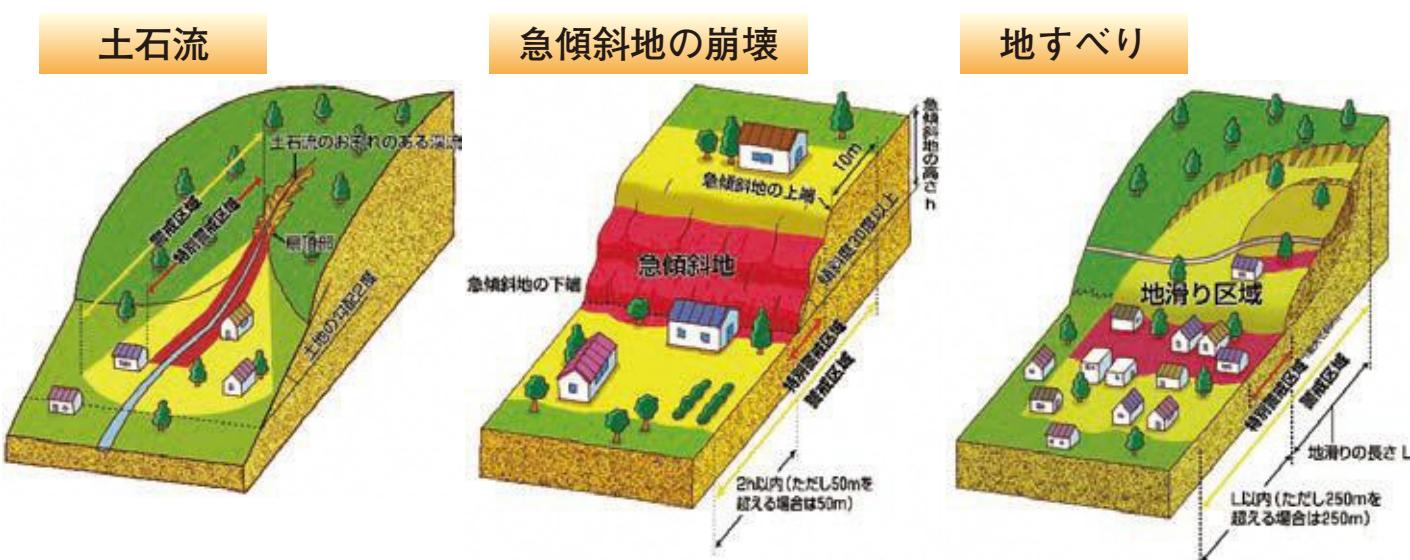
土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険性の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害の恐れるある箇所について基礎調査を行い、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っています。

県では、令和7年3月末までに、57市町村において8,231箇所の土砂災害警戒区域等を指定しました。

令和7年度も、引き続き基礎調査が完了した箇所について、地域や市町村への区域指定に向けた説明を行い、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、市町村と協力しながら土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化を図り、地域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

【現地標識の設置】

土砂災害警戒区域等を指定した箇所について、現地でも土砂災害のおそれのある範囲がわかるようになります。現地標識を設置する取り組みを実施しております。令和6年度末までに1,626区域へ標識を設置しており、令和12年度までに約2,500区域の設置を完了させる予定です。



現地標識設置の取り組み



まちづくり連携砂防等事業の紹介

県では「流域治水」「人口減少時代への対応」のため「まちづくり連携砂防等事業」を進めていきたいと考えておりますので、活用要望がありましたら県砂防課へご相談ください。

【事業の目的】

○住民や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全性向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とした事業です。

「防災まちづくり」の推進

まちづくり部局と連携し、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を組み合わせた施策展開が可能となり、**早期の防災まちづくりの実現が図られる。**



砂防部局

居住誘導区域や避難路等を保全する砂防関係施設の重点的整備土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクエリアの見える化

まちづくり部局

- 居住誘導区域等への移転促進
- 災害レッドゾーンにおける立地抑制

※出典 国土交通省

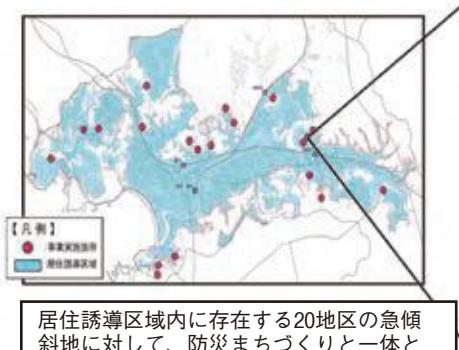
「まちづくり連携砂防等事業」における逗子市の事例

位置図



逗子市

- 逗子市は、丘陵性の山に三方を囲まれ、市街地においても急傾斜地が広く分布している。
- ソフト対策では、立地適正化計画を策定して居住誘導区域を設定することで立地誘導を図る。
- ハード対策では、立地適正化計画において指定された居住誘導区域内の崩壊の可能性が高い急傾斜地に対策施設を整備し、人命及び資産等を保全することで、まちづくりと連携した土砂災害対策を図る。



全体の事業効果

人家461戸、国道10m、市道約2km等を保全。
立地適正化計画において指定された居住誘導区域への被害を軽減。

平成29年6月19日に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。

県土木部では要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を支援するため、関係部局や市町村と連携し、避難確保計画の作成状況を把握し、講習会の開催等による指導を行っております。

また、従前は、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象となる災害別に分かれていた手引きについて統合し、容易に避難確保計画の作成が可能となるように、令和2年6月に改訂されました。

避難確保計画の作成方法については、県災害対策課、県保健福祉総務課、県教育委員会のホームページから国土交通省のホームページにリンクしておりますので参考にしてください。

福島県 避難確保計画

検索

ソフト対策 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況

「要配慮者利用施設における土砂災害等の避難確保計画」とは、要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）の通所・入所施設や学校、病院等において、土砂災害等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画です。

土砂災害警戒区域内にあって、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、地域防災計画へ施設の名称と所在地を定めることとされています。

令和7年3月31日時点で、市町村の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設は221施設あります。

また、土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成している要配慮者利用施設は、204施設あり、避難訓練を実施した要配慮者利用施設は、137施設あります。

県では、市町村や施設管理者などと協力し、一人でも多くの方が避難出来るよう避難確保計画の作成を支援してまいります。

要配慮者利用施設の避難確保計画と避難訓練実施状況

令和7年3月31日現在

	土砂災害警戒区域等※に立地している施設数①							
	市町村地域防災計画に記載済み②							
	うち、避難確保計画を作成済み③							
	(②)/①			(③)/①			(④)/①	
1 病院、保育園、老人ホームなど厚生労働省の所管施設	134	120	90%	109	81%	69	51%	
2 幼稚園、小・中学校、高等学校など文部科学省の所管施設	109	101	93%	95	87%	68	62%	
合 計	243	221	91%	204	84%	137	56%	

※土砂災害警戒区域等には、区域指定を予定している箇所を含む。

令和7年3月31日現在、福島県内の57市町村において土砂災害警戒区域等を指定しており、8,231箇所（うち特別警戒区域の指定は6,938箇所）の区域があります。

土砂災害ハザードマップは、県が指定した土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を基に、避難経路や避難場所などの情報が掲載されたマップであり、住民が土砂災害から警戒避難をする際の基になる資料です。

土砂災害ハザードマップは、全市町村で整備済みであり、整備率は100%となっております。

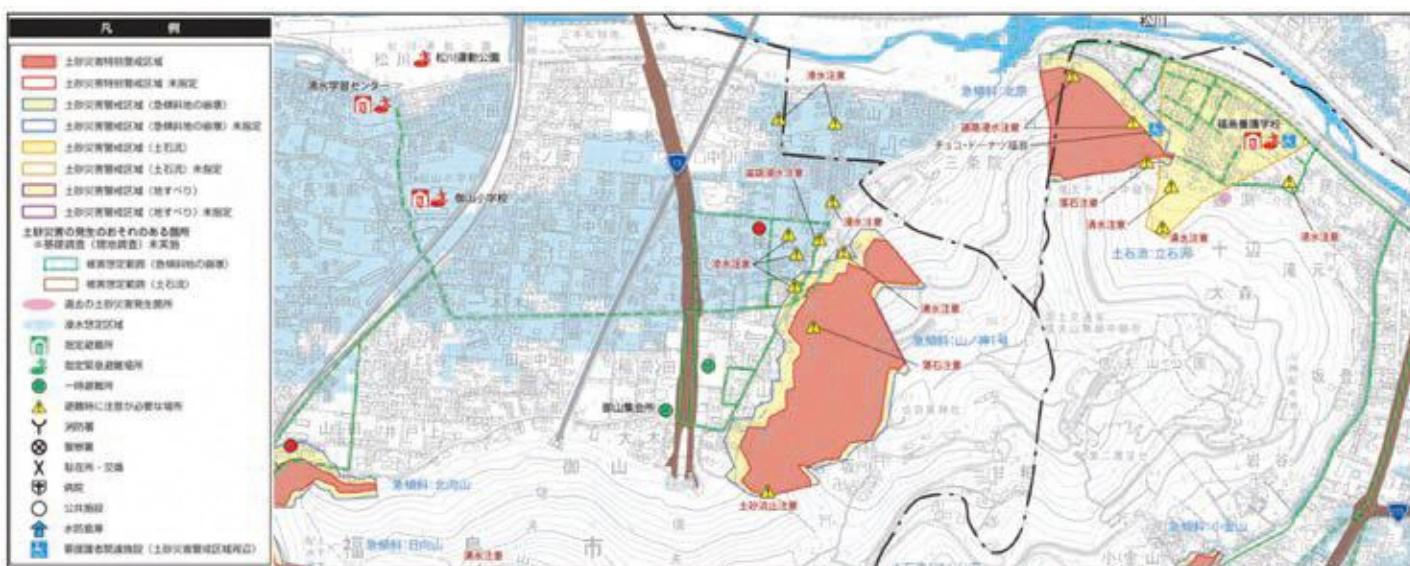
県では、市町村と協力し、隨時新しい情報に更新するよう市町村を支援してまいります。

土砂災害ハザードマップ等整備状況

令和7年3月末時点

地 区	対象 市町村数 ①	土砂災害ハザードマップ 作成済みの市町村数 ②	整備率	
			うち、令和7年度に 更新を予定	②／①
県北地区	8	8	1	100%
県中地区	11	11	2	100%
県南地区	9	9	0	100%
会津若松地区	7	7	1	100%
喜多方地区	5	5	1	100%
南会津地区	4	4	0	100%
相双地区	12	12	1	100%
いわき地区	1	1	1	100%
合 計	57	57	7	100%

※土砂災害警戒区域の指定が無い、鏡石町、湯川村は対象外



令和7年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命、財産を守るために、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるための行事を行っています。

この絵画・作文の募集は、土砂災害防止月間の行事の一環として、未来を担う小中学生に、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらうために実施しています。ぜひご応募ください。

募集対象：

絵画、作文の部とともに小・中学校の児童・生徒

募集期間：

令和7年6月1日～令和7年9月15日

送り先：

福島県砂防課内「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当あて
※各小・中学校で作品をとりまとめてご送付ください。

審査：

地方審査(福島県)を経て、中央審査(国土交通省)が行われ、入賞作品が選定されます。

その他：

応募作品については、原則として返還いたしません。

応募作品は、未発表オリジナルのものに限ります。

福島県砂防協会から記念品を贈呈します。

令和6年度最優秀賞作品
(国土交通大臣賞)



鹿児島県 鹿児島市立伊敷小学校
6年 南 伶奈さん
「命を守る備え 大切に」



千葉県 香取市立佐原中学校
1年 久保木千尋さん
「命を守る 砂防ダム」

令和6年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」の審査結果

県内の応募作品42点の中から、福島県砂防協会長賞に3作品が選ばれ、そのうち1作品を国土交通省の中央審査会に推薦しました。

中央審査会における審査の結果、本県から1作品が受賞しました。

優秀賞（事務次官賞）

絵画（中学生）の部

いわき市立内郷第一中学校3年 添田 陽菜さん



【応募及び受賞の状況】

①地方審査会（県）

部門	県内応募者	県受賞者数 (福島県砂防協会長賞)	中央審査会 推薦者
絵画(小学生)の部	1名	0名	0名
絵画(中学生)の部	22名	2名	1名
作文(小学生)の部	0名	0名	0名
作文(中学生)の部	19名	1名	1名
合計	42名	3名	2名

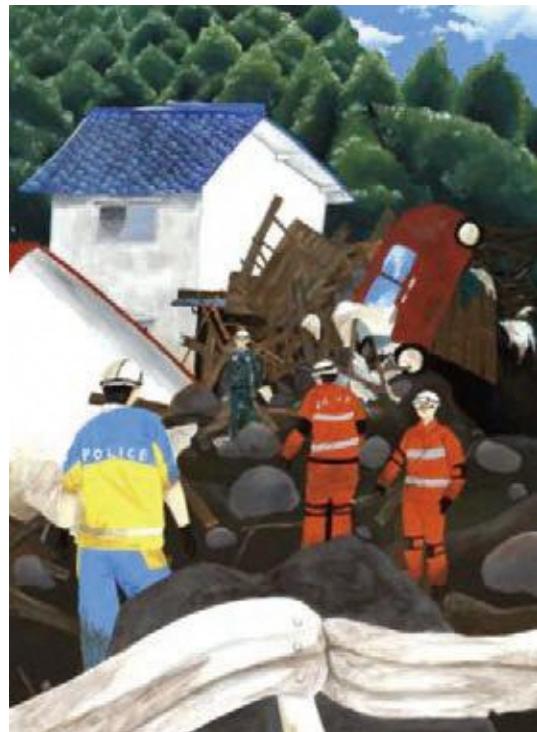
②中央審査会（国）

部門	全国応募者	最優秀賞	優秀賞
絵画(小学生)の部	1,205名	1名	15名
絵画(中学生)の部	1,415名	1名	15名
作文(小学生)の部	376名	1名	15名
作文(中学生)の部	661名	1名	15名
合計	3,657名	4名	60名

絵画の部



福島県砂防協会長賞
「親子で一緒に 備えと防災意識」
いわき市立内郷第一中学校 3年
添田 陽菜さん



福島県砂防協会長賞
「こうなる前に逃げる準備を」
浅川町立浅川中学校 3年
小針 夏希さん

作文の部



福島県砂防協会長賞
「すばやく逃げるには」
桜の聖母学院中学校 1年
丹治 美羽さん

作品は福島県砂防課ホームページにてご覧いただけます。



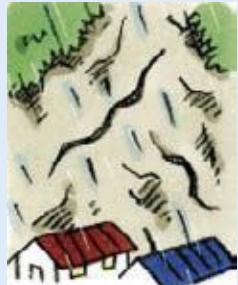
福島県砂防課ホームページ

急傾斜地(がけ地)の点検を行う際のポイント

- ①急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、急傾斜地法第9条により土地を保全する努力義務があります。
- ②市町村におかれましては、住民から異状の報告があった場合は、建設事務所に連絡をお願いします。

◆斜面点検時のポイントは以下の通りです。

点検時に、①斜面に亀裂や、②浮き石、③落石がある場合は、風化の進行により斜面が不安定になっている可能性があるため注意が必要です。
※植生が貧弱な場合には、風化が進みやすいため、特に注意が必要です。



①斜面に亀裂



②斜面に浮き石



③斜面から落石

変
状
が
見
ら
れ
る
場
合

建設
事
務
所
に
連
絡

住民参加型の砂防施設点検を実施

福島県内における急傾斜地崩壊危険区域や施設等について、地域住民、福島県砂防ボランティア協会、市町村、福島県が合同で点検を行っております。

点検にあたっては、地域住民の方に対して、県、砂防ボランティア協会より点検のポイントやアドバイスを行い、地域と連携した維持管理に努めています。

令和6年度は16箇所の点検を実施しました。



重力式待受擁壁の点検
(鮫川村落合地区)



急傾斜地崩壊危険区域の点検
(相馬市数馬地区)

出前講座「ふるさと安全たんけんスクール」

次世代を担う子供たちに対し、土砂災害における人的被害の軽減と防災意識の高い人材の育成を図ることを目的として、県建設事務所と福島県砂防ボランティア協会が連携して、小中学校への出前講座（ふるさと安全たんけんスクール）を実施しています。土砂災害の仕組みを模型を用いて実験したり、土砂災害啓発DVDにより土砂災害から身を守る方法について説明する等、土砂災害について子供たちにわかりやすく伝える工夫を行っています。

令和6年度は、小中学校で61回（児童・生徒3,394人が参加）実施しました。



模型による説明（福島市立清明小学校）



模型による説明（相馬市立山上小学校）

令和7年度の行事予定

5月29日(木)	全国治水砂防協会 第89回通常総会	(東京都 砂防会館)
7月9日(水)～10日(木)	全国治水砂防協会東北地区協議会 第74回通常総会及び視察研修	(秋田県)
7月14日(月)	福島県砂防協会 通常総会 (福島市)	
8月1日(金)	全国治水砂防協会 第12回土砂災害対策実務者講習会	(東京都 砂防会館)
10月23日(木)～24日(金)	全国治水砂防協会 砂防現地視察と討論会	(長野県)
11月13日(木)	全国治水砂防促進大会	(東京都 砂防会館)
2月中旬	全国治水砂防協会 第66回砂防および地すべり防止講習会	(東京都 砂防会館)

編 集 後 記

「砂防ふくしま（第35号）」をお届けします。

県といたしましては、県民の「いのち」と「くらし」を守るために、総合的な土砂災害対策を進めてまいりますので皆様のご指導ご支援をよろしくお願ひいたします。

これからも充実した「砂防ふくしま」の発行に努めて参りますので、皆様のご意見ご要望をお寄せ下さい。

